

山口市立小・中学校全国大会出場費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童生徒の研鑽意欲の向上と保護者の負担軽減を図るため、山口市立小・中学校全国大会出場費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。補助対象となる活動は、山口市立小学校の体育的・文化的な学校活動、及び山口市立中学校の部活動（令和8年9月以降は本市が設置する山口市地域クラブにおける活動（以下「地域クラブ活動」という。）を含む。）とし、対象児童生徒は山口市立小・中学校に在籍する児童生徒（中学校においては、令和8年9月以降は地域クラブ活動に所属する生徒を含む。）とする。

（補助対象となる大会）

第2条 補助の対象となる大会は、別表1に定めるとおりとする。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「申請者」という。）は、前条に規定する全国大会に出場する児童生徒が在籍する小・中学校の長（以下「学校長」という。）とする。なお、中学校においては、令和8年9月以降は地域クラブ活動に参加する生徒の保護者や地域クラブコーディネーター等で構成された団体の代表者（以下「地域クラブ活動団体者」という。）を含む。

（出場の届出）

第4条 第2条に規定する大会に出場することが決定したときは、学校長、及び地域クラブ活動団体者（令和8年9月以降）は、全国大会出場届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 大会要項又はこれに準ずるもの
- (2) 大会の参加申込書又はこれに準ずるもの
- (3) 予選会又は選考会の結果が分かるもの

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で交付することとし、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 一件当たりの補助金の上限は、100万円とする。
- 3 前項の補助金は一個人、一団体につき大会・種目に関わらず1年に1回の交付とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする学校長、及び地域クラブ活動団体者(令和8年9月以降)は、大会に出場後、全国大会出場費補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。申請期間については、毎年1月から2月までとする。

- (1) 大会出場に係る全収支を明らかにしたもの
- (2) 補助対象経費に係る領収書又は金融機関の振込証明書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金額を確定し、全国大会出場費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により決定通知を受けた申請者が補助金を請求しようとするときは、全国大会出場費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

	対象となる大会
1	中学校体育連盟が主催する全国大会
2	全日本吹奏楽連盟が主催する全国大会
3	全日本合唱連盟が主催する全国合唱コンクール
4	中学校文化連盟が主催する全国大会
5	全日本中学校技術・家庭科研究会が主催する全国大会
6	その他、教員や地域クラブ活動の指導スタッフが引率し、学校や地域クラブ活動として出場する大会

別表 2（第 5 条関係）

区 分		説 明
1	補助対象者	ア 大会に出場する児童生徒 イ 引率者（教員、山口市部活動指導員又は地域クラブ活動の指導スタッフのいずれか） 1 名
2	補助対象経費	最も経済的な通常の経路及び方法による交通機関の運賃（急行料金及び座席指定料金を含む。）により計算した額とする。ただし、天災その他やむを得ない事情による場合には、その現によった経路及び方法によって算出し、借上げ車輛を利用する場合は、その額（出場登録した児童生徒及び引率者 1 名以外の者が同乗する場合は、按分により計算した額）とし、団体割引等の割引料金が適用される場合は、その額とする。
	(1) 交通費	
	(2) 宿泊費	一人 1 日当たり 9 千円又は実費のうち、いずれか低い額とする。
	(3) 参加費	大会要項に定められた額とする。
	(4) 運搬費	出場に要する用具等を運搬するために掛かる経費の実費

		とする。
	(5) その他	教育委員会が特に必要と認めたもの。
3 補助率		補助対象経費の2分の1とする。ただし、大会の主催者、山口県、その他出場に係る補助金等が交付される場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した額に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）とする。

〔備考〕

- 1 補助対象となる大会期間については、原則、開会式から競技日までの期間とする。ただし、競技（リハーサル）等のスケジュールにより前泊・後泊が必要だと認められる場合は、その限りではない。
- 2 上記大会において個人と団体に重複するものは、個人として交付する。
- 3 一団体が複数のチームに分かれて出場する場合は、まとめて一団体とみなす。